

令和 6 年度
包括外部監査の結果報告書（概要版）

地球温暖化対策に関する財務事務の執行について

令和 7 年 3 月

宮城県包括外部監査人
公認会計士 上野陽一

包括外部監査の結果報告書

「地球温暖化対策に関する財務事務の執行について」

宮城県包括外部監査人 公認会計士 上野陽一

第1章 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下同じ。）第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件

地球温暖化対策に関する財務事務の執行について

3 特定の事件を選定した理由

気候変動に伴う大規模自然災害の増加により、地球温暖化は世界で起きている主な環境問題として取り上げられており、日本政府は令和2年10月、2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにするという「カーボンニュートラル」を目標として表明している。

海や山に囲まれ、農業や漁業が盛んである宮城県にとっても地球温暖化は非常に重要な環境問題であるため、宮城県は令和5年3月に「みやぎゼロカーボンチャレンジ2050戦略」を策定し、「新・宮城の将来ビジョン実施計画」における政策推進の基本方向〔18の取組〕に「環境負荷の少ない地域経済システム・生活スタイルの確立」、「豊かな自然と共生・調和する社会の構築」を掲げ、太陽光発電の導入等、地球温暖化対策に関連する大規模な事業を計画している。

また、宮城県は平成23年度から個人及び法人の県民税均等割の超過課税である「みやぎ環境税」を徴収してきたが、さらに令和6年度からは、国税として個人に「森林環境税」が課されることとなる。このため、宮城県が国税に加えて徴収する「みやぎ環境税」への注目度は高まることが期待され、地球温暖化を含む環境対策関連事業や両税の使途等に関する県民の関心は高まっていると考えられる。

よって、地球温暖化対策に関する財務事務の執行について、包括外部監査人の

立場から検討を加えることは、今後の行政運営にとって有意義と認識し、本年度の包括外部監査の特定の事件として選定した。

4 外部監査の対象部局

環境生活部

環境政策課

再生可能エネルギー室

(現：次世代エネルギー室、以降再生可能エネルギー室で記載を統一)

循環型社会推進課

水産林政部

林業振興課

森林整備課

上記対象部局を監査対象とした理由は、みやぎ環境税活用事業の中から特定の事件名称との関連性、金額的重要性、及び森林環境譲与税との関連性を考慮して監査対象事業を選定したためである。

5 外部監査の対象期間

原則として令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）。ただし、必要に応じて令和4年度以前及び令和6年度の執行分も対象としている。

6 外部監査の方法

(1) 監査着眼点

- ① 各事業が関係法令に準拠して適法適切に実施されているか。
- ② 各事業が効率的・経済的に実施されているか。
- ③ 各事業の有効性の検証や運用が適切に行われているか。事業評価は適切か。
- ④ 令和3年度包括外部監査結果に対する措置状況は適切か。

(2) 実施した主な監査手続

実施した主な監査手続は次のとおりである。なお、監査手続の適用に当たっては効率的な監査を実施するという観点から、重要と判断したものに限定し、原則として試査¹により行った。

① 予備調査

監査対象業務の関連資料を入手し、分析・質問することにより、当該業務の現状と課題を把握した。

② 本監査

予備調査の結果に基づき、「(1) 監査着眼点」について経済性、効率性及び有効性(3E)並びに合規性の観点から検討を行った。「(1) 監査着眼点」の①～④の検討に当たっては、政策の財源がみやぎ環境税と森林環境税のどちらであるか、両税収の使途は明確であるかという観点でも監査を行った。検討に際しては、関連資料を閲覧し、必要に応じて関係部署に対する質問を行った。

7 外部監査の実施期間

令和6年7月11日から令和7年3月26日まで

8 包括外部監査人補助者の資格及び氏名

公認会計士	大西 徹
公認会計士	青柳 恵介
公認会計士	小川 倫代
公認会計士	加賀谷 祐人
公認会計士試験合格者	多田 俊介

9 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

¹ 試査とは、特定の監査手続の実施に際して監査対象となる母集団からその一部の項目を抽出し、それに対して監査手続を実施することをいう。

第2章 監査対象の概要

1 監査対象とした事業

地球温暖化対策に関する財務事務の執行において大きな財源となるのがみやぎ環境税であるため、みやぎ環境税を対象として監査を実施した。

監査対象事業は、みやぎ環境税活用事業の中から、選定した特定の事件名称との関連性、金額的重要性、及び森林環境譲与税との関連性を考慮して選定した。

(1) みやぎ環境税の概要

みやぎ環境税は、地球温暖化など喫緊の環境課題に対応し、宮城県の自然豊かな環境を次世代に引き継いでいくため、平成23年度から個人及び法人の県民税均等割の超過課税として導入している。これまで2回の延長を経て、令和3年4月から新たに5年間延長されている。

特に個人の県民税均等割の超過課税は、全国の都道府県の中で最大の1,200円である。

① 納税義務者

個人：1月1日現在で宮城県内に住所等を有する個人

法人：宮城県内に事務所・事業所等を有する法人

② 超過課税の税率

個人：年1,200円

法人：標準税率の10%相当額（資本金等の額により年2,000円～80,000円）

③ 納める方法

現行の県民税均等割に上乗せする仕組み

④ 実施期間

個人：平成23年度から令和7年度まで

法人：平成23年4月1日から令和8年3月31日までの間に終了する各事業年度

⑤ 活用方法

「環境創造基金」を創設し、税収を一般財源と区別して積み立てて管理

⑥ 事業の視点

ア 県実施事業

視点1 脱炭素社会の推進

視点2 森林の保全及び機能強化

視点3 気候変動の影響への適応

視点4 生物多様性、自然・海洋環境の保全

視点5 地域循環共生圏形成のための人材の充実

イ 市町村支援事業

メニュー選択型事業

市町村提案型事業

第3章 外部監査の結果及び意見

今回の監査の過程で発見された個別検出事項については、「指摘」と「意見」に分けており、以下の判断基準によって区分したものである。

区分	根拠規定	監査上の判断基準
指摘	監査の結果（地方自治法第252条の37第5項）	違法（法令、条例、規則等の違反） 不当（違法ではないが、①行為の目的が、その法令等の予定するものとは別のものである ②法令等の運用の仕方が不十分である、又は不適切である ③社会通念上、適切でないもの）
意見	監査の結果に添えて提出する意見（地方自治法第252条の38第2項）	違法又は不当なもの以外で、包括外部監査人が個別検出事項として記載することが適当と判断したもの

1 指摘及び意見の要約

指摘及び意見を性質ごとに要約すると以下のとおりとなる。なお、項目を表す括弧書きの番号は下記【指摘及び意見の要約一覧表】における「問題点・原因」の冒頭に記載の番号を参照されたい。

- 応募数等

数年にわたり1者応募の状態にある事業（（3）－①）、応募のなかった事業（（9）－①）、予定よりも非常に少ない応募のみの事業（（8）－②）及び活用率の低い事業（（11）－②）が存在した。特に1者応募が続くことは健全な状態ではないと思慮される。

- 申請（変更を含む）時の確認

相見積りとして提出された2つの見積書に高い類似性が認められる申請が存在した（（1）－⑤－3）。相見積りの目的を達成するためにも、申請時に各見積りが関連性のない異なる事業者が作成したものであるかの視点で確認する必要がある。また、算定根拠資料の提出が求められているが提出されていない申請（（10）－④）が存在した。

申請時に利用するチェックリストの有効活用等の上記以外で申請（変更

を含む) 時の確認に関する指摘または意見は以下のとおりである。

(1) - ②、(1) - ⑤ - 2、(1) - ⑥ - 1、(8) - ①、
(10) - ⑥ - 1、(10) - ⑥ - 2

- 選定基準

3メニューから構成されているが、各メニューの採択率に偏りのある事業が存在した((1) - ①)。これは、採択するにあたりCO₂削減効果の最大化のみならず中小事業者への補助の側面を有していることから、中小事業者が選定されやすいメニューが採択されていることが背景にある。県の事業として中小事業者の支援を目的とすることは必要なことと思慮するが、事業効果として設定ないし定量化されていないことから客観的な評価を通じた予算配分の最適化が担保されていない可能性がある。

- 財源

県は森林環境譲与税とみやぎ環境税は使途を明確にわけていると公表しているが、併用されているため財源の付け替えが発生している事案が存在した((11) - ①)。

- 実行

要綱等への抵触はないものの、購入するPHV車が計画時点から変更され、よりハイブリッド燃料消費率の低い車両が購入されているが、変更理由等の説明、検討がなされていない事案が存在した((10) - ⑤ - 1)。

- 報告書の提出

実施効果及び活着状況等について報告を行うことが補助の条件として定められているが、提出期限が設定されていない事業が存在した((5) - ①)。

- 事後調査・検証

CO₂削減効果の実績が計画を大きく上回るものの、事後検証が行われていない事業が存在した((10) - ②)。良い効果が得られた場合はより高い事業効果を得られた背景を確認し、今後の施策に活かせるよう、変動理由について適切な検証を行うことが期待される。

同様に、事後検証が行われていないため同検証及び開示を行う必要がある等、県民に事業の有効性を説明するための取組み等の事後検証に関する指摘または意見は以下のとおりである。

(1) - ④、(4) - ② - 1、(4) - ② - 2、(5) - ② - 1、
(5) - ② - 2、(6) - ① - 2、(7) - ① - 1、(7) - ① - 2、
(10) - ③

- 公開情報

添付資料5. に記載のとおり、みやぎ環境税は個人に課せられる超過課税でもっとも高い。一方、森林環境譲与税とみやぎ環境税の目的の違い及び使途のすみわけは専門性が高く、県から公開されている情報では県民に理解しづらいように見受けられる((11) - ④)。

FAQの更新漏れ、記載誤り、県民による事業の効果に対する理解を促進するための見せ方等の上記以外で公開情報に関する指摘または意見は以下のとおりである。

(1) - ③、(2) - ①、(4) - ① - 1、(4) - ① - 2、
(6) - ① - 1、(10) - ①、(10) - ⑤ - 2、(11) - ③

- 文書化

記録を残す、記載が鉛筆書きのためこれを見直す等の文書化に関する指摘または意見は以下のとおりである。

(1) - ⑤ - 1、(1) - ⑥ - 2、(1) - ⑦

【指摘及び意見の要約一覧表】

項目	区分	【問題点・原因】	【結果（指摘、意見）】
(1) みやぎ二酸化炭素排出削減支援事業			
①事業効果の設定について	意見	((1) - ①) 県は設定された事業効果であるCO₂削減効果の最大化のみならず、中小事業者への支援等の側面を考慮して予算配分等の意思決定を行っているが、このような側面は事業効果として設定ないし定量化されていないため、事業全体での予算配分に関する客観性の確保が困難となっている。	意思決定の際に考慮している左記のような側面は、可能な限り事業効果として設定ないし定量化し、事後的な評価を通じた予算配分の最適化が可能となるよう努める。 具体的には、中小事業者にも幅広く補助金を交付する可能性も考慮し、中小企業による実行の対象となりやすいメニューの採択率ないし採択数を予算配分の際に考慮する指標とすること等が考えられる。
②チェックリストの項目見直しについて	意見	((1) - ②) 申請者の利用するチェックリストの項目のうち、補助金振込先金融機関に関連する資料の項目が実態にそぐわないことから、当該項目が空欄となったまま手続が進められているケースが複数確認されており、提出書類の不足を見逃すことに繋がるおそれがある。	適時にチェックリストの項目の見直しを検討する。
③誓約書・自認書に	意見	((1) - ③)	県民の利便性向上という押印廃止の目的が十分に達成さ

項目	区分	【問題点・原因】	【結果（指摘、意見）】
おける押印について		本事業では、県民の利便性向上を目的の一つとして、令和5年度から、他の手続に比してより厳格な確認が必要とされる誓約書や自認書といった文書への押印が不要とされている。 環境政策課は当該方針の採用に合わせ、誓約書や自認書の様式を一部変更しているが、その他の手段による明文化が行われていない。 このため、本事業において申請者から書面で提出される誓約書や自認書には、申請者による押印がなされているものが混在しており、押印廃止の目的が十分に達成されていないおそれがある。	れるよう、事業に関するQ&A等において、押印は省略可能であることについての明文化・周知を行う。
④経過報告 業務の有効性について	意見	((1) - ④) 申請者は事業実施後の状況確認、事業効果の継続的把握を目的として、事業実施後翌々年度の4月末まで事業経過報告書の提出による経過報告が求められている。 この点、各種事業者の情報を集約した一覧表の作成等は行わ	業務の有効性を高めるため、広範な視野での分析、議論を行い、これらの業務から得られた知見を文書化して共有可能にすることで、検証結果をより一層今後の施策に活かしていく。

項目	区分	【問題点・原因】	【結果（指摘、意見）】
		れているものの、集約した情報から示唆を得るために必要となる、分析結果の文書化等が行われていないことから、当該経過報告が今後の施策に活かすための広範な視点での検討、議論に繋がっていないおそれがある。	
⑤高効率設備等導入事業について	指摘	((1) - ⑤ - 1) 高効率設備等の導入にかかるみやぎ二酸化炭素排出削減支援事業実績報告書が、交付要綱の定める提出期限である事業完了後一月を超過して提出されている事例が確認されるものの、この点について特段の文書化がなされないまま承認がなされている。したがって、承認プロセスの合規性に関する事後的な検証が困難となり、承認プロセス、ひいては交付要綱の形骸化を招くおそれがある。	交付金制度の透明性と公平性を維持するため、遅延理由等の検証や承認過程について、適切な文書化を行う。 また、このような提出期限の遅延が生じた場合であっても、業務への支障を抑えつつ各種手続の実効性を確保できるよう、提出期限の遅延が生じた際に必要となる手続を、予め文書等で明確化する。
	指摘	((1) - ⑤ - 2) 補助金交付申請書の添付書類の記載に漏れがあるにもかかわらず、補助金交付申請書が通常と同様に承認されている事例が確認される。追加の確認作業や	不備を解消したうえで改めて申請書の承認を行う。仮に不備の内容が軽微なために差し戻しを行わない場合であっても、当該不備が生じた理由について申請事業者への確認等を行い、正

項目	区分	【問題点・原因】	【結果（指摘、意見）】
		訂正を求める措置が取られない場合、不正確な情報に基づく承認行為を招き、結果として交付金の適正な交付が妨げられるおそれがある。	確な情報を文書化したうえで承認を行う。
	意見	((1) - ⑤ - 3) 交付要綱に則り、補助金交付申請書の添付書類として、相見積もりの証跡である2社の見積書が提出されているが、地理的な近接、見積書の様式の類似性、見積日付の一致等、適切に取得された相見積もりではない可能性を示唆する要素が存在する。 しかしながら、追加の確認等がなされないまま、補助金交付申請書への承認がなされており、適切な相見積もりが行われていない場合は、正当な取引価格を超過する交付金が交付され、県の予算の適切な執行を害するおそれがある。 なお、本外部監査の過程で県による追加の検証手続きが行われた結果、2社の間に密接な関係は識別されていないことから、	適切に取得された相見積もりではない可能性を示唆する要素がないかという観点で批判的な検証を行い、仮にそのような要素が検出された場合は、供給業者の選定過程の確認等の追加的な検証を行うことで、交付金の使途の透明性の確保に努める。

項目	区分	【問題点・原因】	【結果（指摘、意見）】
		これらの事項は補助金交付の正当性を損なうものではない。	
⑥ 再生可能エネルギー 一等設備 導入事業 について	意見	((1) - ⑥ - 1) 申請者からの提出が必要となるチェックシートにおいて、申請者によるチェック証跡のない項目が複数存在しており、チェック証跡がないことについて、県がその正当性を確認した証跡もないことから、申請時の資料提出に漏れが生じるおそれや、県側での確認状況を事後的に確認できないおそれ、ひいては資料提出及び確認作業の透明性・有効性が低下するおそれがある。	仮に該当がない項目であつても、斜線を引く等の方法でその旨を明記する。また、チェック証跡の記載者を明確にするため、申請事業者と県の担当者がそれぞれチェック証跡を記載できるように、現在単一で設けられているチェックリストのチェック欄を複数とする、県が確認証跡の記載に用いる用具や色、記載方法を統一するなどの対応を行う。
	意見	((1) - ⑥ - 2) 補助金の確定に際して県が作成する補助事業履行確認調査復命書において、鉛筆書きで修正又は加筆した箇所が数箇所存在するが、修正者、修正日及び訂正印が残されていないことから、手続の透明性・正当性が損なわれる可能性がある。	修正履歴を適切に把握、管理できるように、訂正印を残す等の対応を行う。

項目	区分	【問題点・原因】	【結果（指摘、意見）】
⑦研究開発等事業について	意見	((1) - ⑦) 県が事業の実施結果の妥当性を確認する際に行う、経費区分別の予実分析において、分析フォーマット上の「乖離が過大（20%超）な理由」という記載項目への該当事由があるにもかかわらず、理由の記載がなされていない。この点、記載を不要と判断した根拠は存在するものの、根拠の文書化もなされていない。担当者の判断の根拠が適切に文書化されておらず、他の者による客観的な検証が困難になっているため、確認作業の形骸化をもたらすおそれがある。	フォーマットに沿って明確に記載を行う、仮に重要性が乏しいと判断された場合であって も、その根拠を適切に文書化する。また、重要性の判断が担当者による恣意的なものとならないよう、例えば金額的な閾値を定めるといった対応を行うことが考えられる。
(2) 2050ゼロカーボン推進事業			
① 令和4年度新みやぎグリーン戦略プランにおける事業効果（計画値）の	指摘	((2) - ①) 令和4年度新みやぎグリーン戦略プランにおける事業効果（計画値）は16,297t-CO₂となっているが、この数値には誤りがあり、正確には463t-CO₂である。令和4年度の計画値は他の年度や実績と比較しても異常の水準である	時系列での推移や、計画と実績の乖離状況を分析、検証することで、成果を評価するのみならず、事業上の課題を特定し、今後の施策の改善に活かしていく。

項目	区分	【問題点・原因】	【結果（指摘、意見）】
誤りについて		ため、分析により計算誤りを異常値として識別することは容易であり、当該誤りがこれまで認識されていなかった事実は、県による事業効果の検証、ひいては財源の活用の有効性にも懸念を生じさせるおそれがある。	
(3) スマートエネルギー住宅普及促進事業			
① 1 者応募について	意見	((3) - ①) 公募により事業者を募集しているところ、依然として1 者応募の状況が平成30 年から継続している。	複数の事業者を比較検討し、自治体にとって最適な選択が可能となるよう、補助対象者要件を満たすと考えられる事業者や関連団体に対し本事業の周知を図る等、より競争を促すことを検討・実施すべきである。
(4) 温暖化防止間伐推進事業			
①事業効果について	意見	((4) - ① - 1) 事業効果であるCO2 削減効果について、計画値は単年度の削減効果、実績値は累積削減効果で公表されており、比較可能性が損なわれている。県は累計削減効果の計算式を公表しておらず、現状の県の計画値及び実績値の公表方法では、県民が事業の進捗状況の良否を判断することが困難である。	事業効果を県民が適切に理解できるよう、事業効果は計画、実績ともに同じ計算方法で算出した値を用いる。

項目	区分	【問題点・原因】	【結果（指摘、意見）】
	意見	((4) - ① - 2) CO2削減効果の単年度の実績は計画値を大きく下回っているが、この点は原因を含め公表されておらず、県民の理解に資する開示がなされていない。	計画値と実績値の乖離が大きい場合には、県民の理解に資するように、その原因について開示を行う。原因分析をもとに次の事業選定に繋げるなど、効果的な予算の使い方についても検討を行う。
②確認調査について	意見	((4) - ② - 1) 現地調査に際して、県は温暖化防止森林づくり推進事業確認調査要領に基づき、3.0ha未満の植栽施行地とその他の施行地は施行地数が10%以上となるように任意で確認対象を選定している。実施した面積をもとに補助金額が確定するという制度であり、面積の確認を目的とする現地調査は重要であるにもかかわらず、現地調査の選定先の決定方法には基準がなく、恣意性が入る余地がある。	現地調査の選定方法について、県としての方針（選定対象とすべき視点）を示す等の、恣意性が排除できる方法を検討する。
	意見	((4) - ② - 2) 温暖化防止森林づくり推進事業確認調査要領に基づき、GISデータ、野帳、整備された写真等により施行内容が確認できるものについては、現地調査を	人材育成支援等を通じて、事業者によるGISデータ等の作成を普及することが望ましい。

項目	区分	【問題点・原因】	【結果（指摘、意見）】
		省略することが可能となっているが、現状では、GISデータ等の作成が難しい事業者が一定程度存在するため、効率化への寄与は限定的となっている。	
(5) チャレンジ！みやぎ500万本造林事業			
① 低コスト 再造林の 実践提案 を行う事 業体に対 する補助 の事業効 果につい て	意見	((5) - ①) 補助の条件には、事業実施後3年間にわたり低コスト造林の実施効果及び活着状況等について報告を行うことが定められているが、提出期限が設定されていない。そのため、県は報告を提出するように求めているが、提出状況は芳しくない。	報告の期限を設定し、報告を適切な時期に入手することが望ましい。
② 確認調査 について	意見	((5) - ② - 1) 現地調査に際して、県は温暖化防止森林づくり推進事業確認調査要領に基づき、3.0ha未満の植栽施行地とその他の施行地は施行地数が10%以上となるように任意で確認対象を選定している。実施した面積をもとに補助金額が確定するという制度であり、面積の確認を目的とする現地調査は重要であるにもかかわらず、現地調査の選定	現地調査の選定方法について、県としての方針（選定対象とすべき視点）を示す等の、恣意性が排除できる方法を検討する。

項目	区分	【問題点・原因】	【結果（指摘、意見）】
		先の決定方法には基準がなく、恣意性が入る余地がある。	
	意見	((5) - ② - 2) 温暖化防止森林づくり推進事業確認調査要領に基づき、GISデータ、野帳、整備された写真等により施行内容が確認できるものについては、現地調査を省略することが可能となっているが、現状では、GISデータ等の作成が難しい事業者が一定程度存在するため、効率化への寄与は限定的となっている。	人材育成支援等を通じて、事業者によるGISデータ等の作成を普及することが望ましい。
(6) マツ林景観保全事業			
①事業効果について	意見	((6) - ① - 1) 事業効果であるCO2削減効果について、計画値は単年度の削減効果、実績値は累積削減効果で公表されており、比較可能性が損なわれている。県は累計削減効果の計算式を公表しておらず、現状の県の計画値及び実績値の公表方法では、県民が事業の進捗状況の良否を判断することが困難である。	事業効果を県民が適切に理解できるよう、事業効果は計画、実績ともに同じ計算方法で算出した値を用いる。

項目	区分	【問題点・原因】	【結果（指摘、意見）】
②確認調査について	意見	((6) - ① - 2) 温暖化防止森林づくり推進事業確認調査要領に基づき、GISデータ、野帳、整備された写真等により施行内容が確認できるものについては、現地調査を省略することが可能となっているが、現状では、GISデータ等の作成が難しい事業者が一定程度存在するため、効率化への寄与は限定的となっている。	人材育成支援等を通じて、事業者によるGISデータ等の作成を普及することが望ましい。
(7) ナラ林等保全対策事業			
①確認調査について	意見	((7) - ① - 1) 現地調査に際して、県は温暖化防止森林づくり推進事業確認調査要領に基づき、3.0ha未満の植栽施行地とその他の施行地は施行地数が10%以上となるように任意で確認対象を選定している。実施した面積をもとに補助金額が確定するという制度であり、面積の確認を目的とする現地調査は重要であるにもかかわらず、現地調査の選定先の決定方法には基準がなく、恣意性が入る余地がある。	現地調査の選定方法について、県としての方針（選定対象とすべき視点）を示す等の、恣意性が排除できる方法を検討する。

項目	区分	【問題点・原因】	【結果（指摘、意見）】
	意見	((7) - ① - 2) 温暖化防止森林づくり推進事業確認調査要領に基づき、GISデータ、野帳、整備された写真等により施行内容が確認できるものについては、現地調査を省略することが可能となっているが、現状では、GISデータ等の作成が難しい事業者が一定程度存在するため、効率化への寄与は限定的となっている。	人材育成支援や広報等を通じて、作業者によるGISデータ等の作成を普及することが望ましい。
(8) 県産材利用サステナブル住宅普及促進事業			
① 新築住宅支援について	指摘	((8) - ①) 申請者からの提出が遅れた申請書類について、申請書類である「チェックリスト」及び審査資料である「補助金交付申請書新築住宅支援審査用チェックリスト」の提出済み欄へのチェックが漏れている。本来であれば審査の時点で両者にチェック証跡が記載されるべきであることから、チェックリストを用いた、申請書類の網羅性に関する確認作業が形骸化しているおそれがある。	書類の提出が遅れている申請を個別に管理し、未了事項を把握できる状態にすることで、提出書類の網羅性の確認を徹底する。

項目	区分	【問題点・原因】	【結果（指摘、意見）】
②住宅リフォーム支援について	意見	((8) - ②) 令和5年度においては、事業量として40棟分を予定していたところ、実際の申請数及び交付決定数は5件にとどまり、事業効果の計画からの下振れ要因となっている。背景としては、補助要件の一つである県産材の利用量が立米単位のみで定められていたため、床や壁等、平面のリフォームにおいては要件が充足されず、申請を見送るケースが多く生じたことが想定される。	相談会の開催等により、住宅リフォーム支援の認知度向上に取り組むとともに、補助要件について、申請に当たりボトルネックとなっている県産材利用量の下限値等について効果が認められる範囲にて継続的な見直しを行い、より支援制度が利用されるような取組みを推進する。
(9) みやぎCLT普及促進事業			
①CLTユニット建築支援事業について	意見	((9) - ①) 本メニューは令和5年度において申請実績及び交付実績がなく、事業効果の創出に繋がっていないことから、利用促進のための措置を講じていく必要がある。	相談会の開催など、CLTユニット建築支援事業の認知度向上に取り組むとともに、申請要件や募集方法を見直し、実際に事業が利用されるような取組みを推進する。
(10) 環境創造基金市町村支援事業			

項目	区分	【問題点・原因】	【結果（指摘、意見）】
① 交付要綱別表とQ&Aの内容の相違について	指摘	((10) - ①) 「LED照明からLED照明への更新、LED照明（街路灯等を含む）の新設に係る経費」は、交付要綱別表3にて交付対象外経費の例としてあげられている一方、みやぎ環境交付金事業Q&Aでは交付対象となり得ると記載されている。これはQ&Aの改訂が遅れていることによるものであり、公表情報の正確性を損なうおそれや、申請誤りを招くおそれがある。	要綱、Q&A等の一貫性確保のため、関係個所を同時に改訂、公表するための情報更新のプロセスを整備する。
② 仙台市のアクションプログラム推進事業及び省エネ家電買い替えキャンペーン事業（メニュー選択型）について	意見	((10) - ②) アクションプログラム推進事業は、次世代自動車を導入する中小企業者に対し補助を行う事業であり、事業費や次世代自動車の導入実績は計画比で10～20%ほどの微増の推移となっているが、CO2削減効果は計画比で約3倍となっている。 同様に、省エネ家電買い替えキャンペーン事業においても、事業費が計画比で横ばいの推移となる一方で、CO2削減効果	CO2削減効果が計画対実績で大きく増加している場合は、より高い事業効果を得られた背景を確認し、今後の施策に活かせるよう、変動理由について適切な検証を行う。

項目	区分	【問題点・原因】	【結果（指摘、意見）】
		は計画比で約3倍となっている。 しかしながら、これらの著しい増加の背景について、県による検討、確認はなされていない。	
③ 石巻市の 公用車へのPHEV導入事業（メニュー選択型）について	指摘	((10) - ③) 本事業は、ガソリン車をPHV車へ置き換えることを目的とした事業であるが、市の算定したCO2削減効果は、置き換え前のガソリン車の二酸化炭素排出量のみに基づき計算されている。この場合、置き換え後のPHV車からの二酸化炭素排出量がゼロであることが前提となるが、この点について何らの説明、検討がなされていない。	CO2削減効果の算定方法が実態と整合しているか、算定方法の前提が適切か、といった点について、適切な検証を行い、交付の決定に利用する情報の正確性を確認する。
④ 石巻市の 太陽光発電等普及促進事業（メニュー選択型）について	指摘	((10) - ④) 事業実施に際して市から提出された事業実施計画書及び実績報告書において、それぞれCO2削減効果が記載されている一方、同事業実施計画書及び実績報告書にて「算定根拠資料が別にある場合は添付すること」とされているにもかかわらず、算	CO2削減効果が記載されている以上、算定根拠資料が存在することは明らかであるため、根拠資料について適切に徴求を行う。

項目	区分	【問題点・原因】	【結果（指摘、意見）】
		定根拠資料の提出はなされておらず、未提出の背景についても文書化されていない。	
⑤ 登米市の 公用車P HV導入 事業（メ ニュー選 択型）に ついて	意見	（（１０）－⑤－１） 要綱等への抵触はないものの、購入するPHV車が計画時点から変更され、よりハイブリッド燃料消費率の低い車両が購入されている点について、変更理由等の説明、検討がなされていない。また、車両変更との因果関係は定かではないが、CO ₂ 削減量は計画から約60%減少している。	二酸化炭素削減量は燃料消費率のみで図られるものではないが、特にCO ₂ 削減効果の実績が計画を大きく下回っているような状況下では、車種変更等、支出内容の変更理由の合理性についても、適切な検証を行う。
	意見	（（１０）－⑤－２） 実績報告書上、CO ₂ 削減効果は様式に則り実績値のみが記載されていることから、計画と実績が比較できるような形で記載はなされておらず、上記CO ₂ 削減量の減少の背景についても検討、確認がなされていない。	事業効果という重要な指標であることを考慮し、計画値と実績値の比較が容易になるよう、両者を併記する枠を設ける。

項目	区分	【問題点・原因】	【結果（指摘、意見）】
⑥ 村田町のソーラー証明及びPHV導入を契機としたCO2削減と防犯・防災対応能力向上事業（市町村提案型）について	指摘	((10) - ⑥ - 1) 交付要綱には、交付決定に係る年度の2月末までに事業実績報告書を提出することが定められているが、町は計画期間を2月末から3月末まで延長する内容の計画変更承認申請書を3月28日に提出し、その後みやぎ環境交付金（メニュー選択型）事業実績報告書の提出がなされていることから、提出期限の遅延が認められる。当該遅延については両自治体の担当者間でコミュニケーションが行われ、関係者への情報共有もなされていたことから、計画変更及び事業実績報告書は通常と同様に承認されているが、遅延の事実に関する県の判断は文書化されていない。したがって、承認プロセスの合規性に関する事後的な検証が困難となり、承認プロセス、ひいては交付要綱の形骸化を招くおそれがある。	交付金制度の透明性と公平性を維持するため、県は遅延理由等の検証や承認過程について、適切な文書化を行う。 また、このような提出期限の遅延が生じた場合であっても、業務への支障を抑えつつ各種手続の実効性を確保できるよう、提出期限の遅延が生じた際に必要となる手続を、予め文書等で明確化する。

項目	区分	【問題点・原因】	【結果（指摘、意見）】
	指摘	((10) - ⑥ - 2) 交付金を財源として導入する設備の種類を変更したケースがあり、みやぎ環境交付金事業Q & Aに照らして事業計画の変更承認が必要となる状況に該当するにもかかわらず、町及び県の担当者は、費目間での流用が生じないことから、計画の変更承認は不要と判断していた。このため、事業計画の変更承認申請及び県による変更承認が行われておらず、上記Q & Aへの抵触が認められる。	関係者が変更承認の可否を適切に認識・判断できるよう、指導及び情報周知を強化し、規定に基づいた手続を遵守する体制を整備する。
(11) 森林環境譲与税に関する事業-みやぎ環境税とのすみわけ-			
① 森林環境譲与税とみやぎ環境税を併用した事業について	指摘	((11) - ①) 県は県税のみやぎ環境税と国税の森林環境譲与税について、使途を明確にわけていと公表している一方で、市町村が行う事業において、みやぎ環境税と森林環境譲与税を併用して行っている事業が存在する。県は該当の事業について、既存事業の補助裏に森林環境譲与税を充当しているため、単なる財源付け替えであり、森林環境譲与税の	みやぎ環境税と森林環境譲与税の使途の違い、及び併用は不可であることを、市町村に対して丁寧な説明が必要である。

項目	区分	【問題点・原因】	【結果（指摘、意見）】
		趣旨である未整備森林の追加的な解消にも当たらないことから、森林環境譲与税を使用する事業ではないと認識している	
②市町村での活用状況について	意見	((11) - ②) 森林環境譲与税について、市町村別の活用率（活用実績／国から市町村への譲与額）が低い市町村が複数存在しており、本制度の目的を十分に果たせていないおそれがある。	市町村の活用率にはばらつきがあるため、特に活用率が非常に低い市町村に対し積極的な意見収集を行い、必要な措置を県の事業として行う。また森林が少なく、単独では事業を行うことが難しい市町村に対しては、県全体での連携ができるよう働きかけを行う。
③市町村での活用状況一覧の公表について	意見	((11) - ③) 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律では、県は森林環境譲与税を、「同税を用いた市町村による森林整備」の支援のために活用することとされているため、県による事業効果は、各市町村における活用実績で図られるべきと考えられる。この点、各市町村における活用実績の情報は、県により把握されているものの、一覧性のある総合的な活用実績の情報は公開されておらず、事業効果が県民	市町村の活用実績一覧を県の事業効果として開示する。

項目	区分	【問題点・原因】	【結果（指摘、意見）】
		へ適切に示されていないおそれがある。	
④県民への周知について	意見	((11) - ④) 「森林環境譲与税」と「みやぎ環境税」の目的の違い及び使途のすみわけについて、専門性が高いことにより県民に理解しづらいように見受けられる。県知事も令和6年6月3日の記者会見において、すみわけを周知することの必要性に言及していたものの、みやぎ環境税に関する県のホームページにおいて資料「「森林環境譲与税」と「みやぎ環境税」の概要」にとどまっており、県民に二重課税との懸念を払拭できていない可能性がある。	負担している県民の理解を促進するため、両税の目的及び使途のすみわけについて、より平易な表現で、継続的に行うことが望ましい。